

署名の お願い

「奨学金被害」をなくし、 真に学びと成長を 支える奨学金制度を!

たくさんの可能性を持った若者たちが、学ぶために、借金という大きな荷物を背負って社会に出ていく今の状況が続けば、この国は成り立たなくなります。

我が国から「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、ぜひ、署名活動へのご協力を宜しくお願いします。

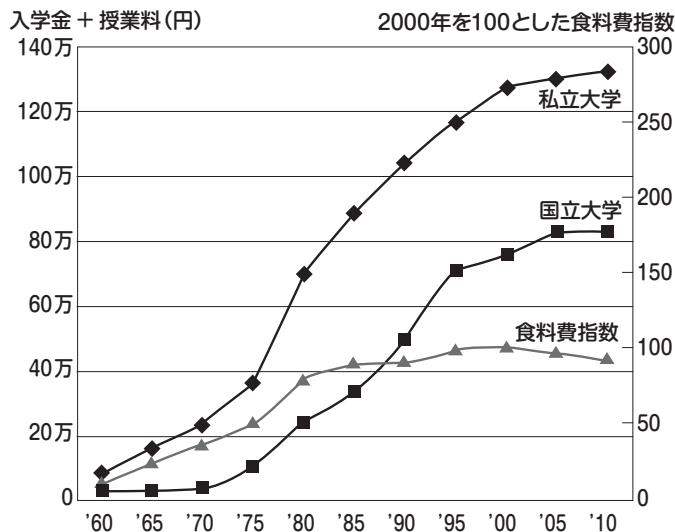
学費の高騰と家計収入の減少

だから 奨学金に頼らざるをえない!

70年代半ば以降、大学の授業料の値上げが繰り返され、国立・私立を問わず、我が国の大学の学費は世界で最も高いレベルになってしまいました。

他方で、家計の収入は90年代以降減少の一途を辿り、大学に行くためには奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。今や、大学学部生（昼間）の約50%が何らかの奨学金を利用し、約4割が機構の奨学金を借りるまでになっています。

■大学初年度納付金の推移



■大学初年度納付金の推移

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
国立大学	10,000	13,500	16,000	86,000	260,000	372,000	545,600	707,600	755,800	817,800	817,800
私立大学	79,250	175,090	228,960	372,760	704,890	913,000	1,059,100	1,192,900	1,283,400	1,305,900	1,315,600
食料費指数	17.3	24.6	32.9	59.1	77.0	88.1	93.7	99.4	100.0	98.0	95.7

奨学金という名の借金 + 利子・延滞金の負担 + 低賃金

だから 返したくても返せない!

●ほとんどが貸与型

諸外国では奨学金の相当部分が給付型であるのに対し、我が国の奨学金のほとんどは貸与であり、機構の奨学金は全部が貸与です。

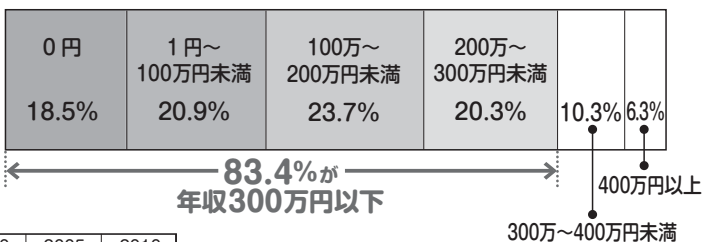
●利息と延滞金が大きな負担

機構では、当初、無利子の一時的な補完措置とされた有利子の奨学金が、民間資金を大きな財源として拡大を続け、今やその事業予算は無利子の3倍です。延滞金の利率も年10%と高く、返しても元金が減らないケースも少なくありません。

●不安定・低賃金労働の拡大

他方、非正規雇用等の不安定・低賃金労働の拡大等により、卒業して安定した収入を得て奨学金返済できる環境は大きく崩れています。機構の奨学金の3か月以上の延滞者のうち、46%の人が非正規労働者又は職がなく、83.4%が年収300万円以下です。

■3ヶ月以上の延滞者の年収の割合



個人保証の問題点

だから 親や親戚にも迷惑をかけてしまう!

機構の奨学金を利用するには、保証料の負担を覚悟で機関保証を利用する場合以外は、連帯保証人と保証人を求められ、多くの場合、連帯保証人は親、保証人は親戚です。下記の様に、救済制度に不備がある機構の奨学金制度のもとでは、支払いができない人が自己破産をしようとしても、保証人への影響をおそれて、無理な支払いを続けるケースが後を絶ちません。

厳しい
利用条件

+ 様々な運用上の
ハードル

だから 救済制度が使えない!

機構の奨学金では、返済困難に陥った人に対する救済手段があることはありますが、条件が非常に厳しく、運用上もさまざまな制限があり、救済手段としては極めて不十分です。

しかもこれらの救済手段は十分に周知されていないため、利用できることを知らないまま延滞金が発生し、結局、制度を利用できなくなるケースも少なくありません。以下はその一例です。

[返還期限の猶予]… 願い出により奨学金の返還を一定期間猶予する制度

- 低収入（給与所得者の場合、年収 300 万円以下）の猶予期限は5年間の上限あり。
 - それを過ぎるとどんなに収入が低くても使えない。
 - 延滞金がある場合には解消しないと利用できない。

[返還免除]… 奨学金の返還の全部または一部を免除する制度

- 自分でそしゃくができない、言語の能力を失っている、常に床について複雑な看護を要する、など
 - ごく限られた場合にしか認められない。
 - 免除事由発生前に、延滞金があると認めない。

返済している 奨学生たちの声

父やおじに迷惑をかけるくらいなら

失業中です。返還猶予の利用を繰り返してきましたが、年数を使い切って、もう猶予ができな
いと言われました。

連帯保証人である父のところに請求が来ていま
す。おじも保証人になっており、迷惑をかけたく
ありません。自分が死んで支払いを免れるなら、
死んでしまいたい。

甘えでしょうか

奨学金は金融機関ではありません。経済的に恵
まれない学生の夢を後押しするためのもので
す。借りたものは返すべき、多くの延滞者はそ
う考えていますが、仕事が見つからず、返した
くても返せないのです。

不景気で、夢を叶えられずあきらめて、なんと
か返済しなければならぬともがいている人た
ちがいることを分かってあげて下さい。

延滞金が壁になっています

障害 1 級で、働くことができません。機構から
裁判を起こされ、免除の申請をしました。免除
の事由には該当すると思いますが、障害が発生
する前に延滞金が生じていたとして、免除を認
めてくれません。連帯保証人の父にも請求が行
き、わずかな年金の中から、無理をして支払う
ことになりそうです。

父は、他の兄弟 3 人の奨学金の保証人にもなっ
ていて、そちらも裁判も起こされて、その支払
いもしなければなりません。父は、実家の土地
建物を所有しているため、破産もできない状態
で、本当に苦しんでいます。

奨学金問題対策全国会議

Facebook: <https://www.facebook.com/syougakukin>

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-15 COI 銀座 612 7F

TEL 03-3571-6051 FAX 03-3571-9379

東京市民法律事務所内 事務局長 弁護士 岩重佳治